平成２２年（フ）第１３２２７号
東京都足立区北加平町７―10　スカイハイツ北綾瀬Ａ208
破産者　石川　浩樹
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３８１号
東京都港区海岸３丁目８－１―205
破産者　三津川辰弘
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３４８７号
埼玉県入間市大字南峯80―１―201
破産者　小澤　　努
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７８１号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目26番７号
破産者　ＡＣＣＳ株式会社
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８１４号
東京都小平市美園町２丁目19―17―306
破産者　大竹　徳重
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０５４号
東京都品川区旗の台１丁目10―12
破産者　唐澤　潤一
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２７７号
千葉県浦安市富士見２丁目10―１―306
破産者　川田　弘道
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７７１号
千葉県成田市加良部５丁目３　３棟303
破産者　山下　貴之
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８４８号
東京都小平市鈴木町２丁目772―10　鈴木町２丁目アパート１―401
破産者　阿部　紀子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１５２号
神奈川県横浜市南区井土ケ谷上町13―16　ベルグレースＰ―Ⅰ　102
破産者　西村　晃一
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２６７号
東京都板橋区東新町１－６－４―307　日隈方、住民票上の住所千葉県八千代市高津東４丁目４－１
破産者　杉山　智則
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３４０号
東京都渋谷区初台１丁目18―３―334
破産者　瀧見佳寿子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３７２号
東京都板橋区高島平５丁目13―９―701
破産者　安田　義治
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４３６号
東京都豊島区池袋２丁目50―４―210
破産者　平川三月樹こと　尹　三月樹
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５３５号
東京都大田区東六郷３丁目１－１―1011
破産者　佐々木詠子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６３２号
東京都台東区千束２丁目18―３―301
破産者　望月　博史
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７４９号
東京都渋谷区道玄坂２丁目10番12号　新大宗ビル３号館
破産者　有限会社レーヴトゥエンティーワン
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７５０号
東京都世田谷区池尻４丁目８―25―230
破産者　長谷川　健
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７８０号
神奈川県川崎市中原区新城1021番地　ＴＳビル１階
破産者　有限会社イリ企画
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８５６号
神奈川県横浜市港北区綱島西４－９－８　リバーシティ渋江306、住民票上の住所埼玉県所沢市大字久米1418―19
破産者　守田　昌徳
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９８１号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎西松原12―47
破産者　上原　則明
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３３２号
静岡県浜松市中区鴨江２丁目40番607号
破産者　有限会社11―34ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部